

京都市告示第 5 6 0 号

景観法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
滋賀邸	京都市上京区寺之内通千本東入二丁目新猪熊東町 342 番
櫻谷文庫 (旧木島櫻谷家)	京都市北区等持院東町 56 番 1

(都市計画局都市景観部景観政策課)